

令和6年11月7日

廿日市市長 松本 太郎 様

廿日市市特別職報酬等審議会
会 長 澁 谷 憲 和

特別職の報酬等の額の改定について（答申）

令和6年11月7日付けで諮問のあった市議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額及び期末手当の支給率について、次のとおり答申する。

1 答 申

(1) 報酬等の額

区 分	現行（月額）	答申（月額）	改定額
市 長	940,000円	965,000円	25,000 円
副市長	765,000円	785,000円	20,000 円
教育長	702,000円	722,000円	20,000 円
議 長	520,000円	540,000円	20,000 円
副議長	480,000円	500,000円	20,000 円
議 員	440,000円	460,000円	20,000 円
政務活動費	30,000円	30,000円	0 円

改定の時期は令和7年4月1日とする。

(2) 期末手当の支給率

市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率は、一般職の期末手当及び勤勉手当を併せた支給率とする。

2 審議の内容

本審議会は、市長から諮問のあった特別職の報酬等の額について、人事院勧告や、物価上昇等の経済情勢、他団体との均衡等を総合的に勘案して審議した結果、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに市議会議員の議員報酬の額について引き上げることが適当であると判断した。

(1) 市長、副市長及び教育長の給料の額

民間企業のベースアップ状況や物価高騰を背景に、人事院勧告の引き上げ率である2.76%を参考に、市長の給料の額については、2万5千円引き上げ、副市長及び教育長の給料の額については、2万円引き上げることが適当であると判断した。

(2) 市議会議員の議員報酬の額

市長、副市長及び教育長の給料の額の引き上げ理由である人事院勧告の引き上げ率等に加えて、他団体との均衡や、若い世代が志をもって活動できるような報酬とするため、議長、副議長及び議員の報酬の額については、一律2万円の引き上げが適当であると判断した。

(3) 政務活動費の額

例年の執行率を鑑みて、現行の額で据え置くことが適当であると判断した。